

能割を導入するというようなことが決まっているわけでございます。

そういう中であつて、いろいろと動きがこれからどうなつていくのかということが問題でありまして、自動車産業は、地方に多くの部品会社があつたりして、また販売店があつたり、いろいろと経済に裾野の広い大きな効果のある分野であります。一方で、これは非常に地方の財源としても、自動車税あるいは軽自動車税といったものは極めて重要な自主財源ということでございますので、この確保ということもやはり重要な課題であります。この二つをどう両立て、相反する課題をどうバランスよく進めていくのかということも非常に難しく、重要なことだらうというふうに思っております。

これから性能がどうなつていくのか、あるいは、環境性能の区分ということがありますけれども、これによって、技術開発の動向とか、そういったものによって税額が非常に動いていくわけでありまして、これから三十一年度税制改正で見直すとしていきますけれども、これをどんな考え方で、地方の財源獲得を優先してがっちりとしていくということであるのか。あるいは、この産業をしつかりと、自動車も売れるようにして、さらには環境インセンティブといいますか、非常に性能のいい、燃費のいいものをしつかりと販売促進されるような、そういう力が発揮できるようにするのが、そのバランスをとるところが非常に難しいことだらうというふうに思っております。

その点、どのような視点を持ってこれを進めようとしているのか、大臣にお伺いをしたいと思います。

○富樫大臣政務官 車体課税に係る税制改正に当たっては、道路等の行政サービスを提供するために必要な税収の確保という視点だけではなく、自動車産業が我が国経済や地域の雇用を支える重要な基幹産業であるとの認識のもと、技術開発の促進等にも十分配慮する必要があると考えております。

これまでにおいても、例えば、自動車税のグリーン化特例や自動車取得税のエコカー減税の導入により、自動車メーカーの技術開発が促され、次世代自動車や環境性能にすぐれた自動車の普及が進展したものと評価しているところであります。

今後の税制改正に当たっては、必要な地方財源を確保しつつ、技術開発の促進ということも踏まえながら、適切に取り組んでまいりたいと考えております。

○田所委員 続きまして、ゴルフ場利用税というものの、今、大変話題にのつて、非常に重要な局面なんだろうというふうな思っておりますけれども、これについてお尋ねをしたいと思います。

これは、立地する市町村等にすれば、やはりゴルフ場までの道路の整備とかいろいろな環境の管理等さまざまなコストがかかっているということでありまして、そういう点では、何とか存置してもらいたいという思いがあるわけでありまして、一方、プレーヤーとかゴルフ場の経営者からすれば、これはなくしてもらいたいということだらうというふうな思っております。

しかしながら、私は、ゴルフ場利用税に限らず、税金はなければいけない方だと思いますし、軽減されれば良いということだらうと思つてます。市町村長さんや自治体でも、やはりそんな負担がなくて多くの人がプレーしてくればそれはいいし、なくてもいいと言いたいんだらうと思つてますけれども、私は、これを何とか各地方が守りたいということでも頑張っているその中には、いかに地方財政が厳しいか、そのことがあらわれているんだらうというふうな思っております。

私は、そのことに思いをいたして、やはりこういった税制についてはしつかりと、地方の財源を毀損しないように、そしてどう守つていけるのか、とりわけ山間部等の小さい自治体については大きな依存があるわけですので、そういったことを考慮して進めるべきだということをお尋ねして、質問を終わりたいと思つてます。端的に御答弁

いただければ結構でございます。

○富樫大臣政務官 ゴルフ場利用税について、近年廃止の要望をいただいておりますが、平成二十八年度税制改正においても、与党の税制調査会で議論され、現行制度を維持することとなっております。

総務省としては、アクセス道路の整備や維持管理、地すべり等の災害防止対策、ごみ処理等、環境対策等のゴルフ場関連の行政需要があること、税収の七割がゴルフ場所在市町村に交付されておられ、財源に乏しく山林原野などを有する市町村の貴重な財源であり、プレーヤーは市町村の域外から来訪する方々が多い状況にあり、またプレーヤーは一般的に担税力があると考えられていることから、受益者としての納税を通じて公平かつ合理的に負担いただいていると考えているところであります。などから、現行制度は地方税制にふさわしい重要な制度であると考えております。

いずれにしても、地方財政の厳しさ、地方団体からの現行制度の堅持の強い要望、負担の公平性などの観点からも、ゴルフ場利用税については今後とも堅持すべきものと認識しておるところであります。

○田所委員 ありがとうございます。

○竹内委員長 次に、長坂康正君。

○長坂委員 愛知九区の長坂康正でございます。質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私も県議が長かつたものですから、今、田所議員の質問を聞きながら、ああ、聞きたいことは重なるものだなと思つておりましたので、その辺は氣をつけて質問をさせていただきたいと思つてます。

また、今、おかげさまで大型補正予算を通していただいたので、地方はしつかりとその予算を執行する思いで頑張っているわけですが、それに続いて、来年度の予算に向けて、各自自治体の市町村長さんは、夢を形に変えたい、また、私ど

もでありますと、海抜ゼロメートル地帯日本一の地域でありますので、南海トラフのそんな話の中で防災、減災でやらなきゃいけない課題、また少子高齢化のいろいろな課題について、今、来年度予算に向けての要望活動が盛んなときであります。

そんな中で、今回の、やはり今お話がありましたような地方の心配というのもございますので、そういったことをぜひきょうも質問の中でお尋ねしていただいて、しつかりと地方の要望、不安に応えていただきたいと思います、そんな思いで質問をさせていただきます。

今回の法案においては、地方消費税の引き上げ時期について二年半延期する措置が盛り込まれております。介護や子育て支援など、社会保障給付を担う地方自治体、市町村の多くが、社会保障の財源化とされる地方消費税の増収分について、少子高齢化が進む中で命綱とも言える貴重な財源として期待をしているわけでもあります。

一方で、世界経済がさまざまなリスクに直面をし、内需が腰折れしかねない状況の中で、経済再生、デフレ脱却に向けてあらゆる政策を総動員するという観点から消費税一〇％への引き上げを延期することとしたのは、我が国の経済財政運営に責任を持つ政府・与党の判断として妥当なものとして考えている一人であります。

消費税率引き上げの延期を行う一方で、このことにより自治体の財政運営に支障を来すことがないように適切な措置を講ずること、地方自治体が安心して社会福祉給付を初めとする行政サービスを提供し、地方創生の担い手として活躍していただくことができるようにすることも、政府・与党の重要な責任であると考えております。

そこで、今回の消費税率一〇％への引き上げの延期で地方税収等ほどの程度の影響があるかというところは、さつき田所議員の質疑で一・七兆円というお答えがあつたわけですが、そういうことの中で、今回の消費税率引き上げ延期によって地方自治体の財政運営に支障が生じないように所